

京都府公報

号外 第1号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則	頁 数	告 示	頁 数
○京都府府税規則等の一部を改正する規則 (人事課、会計課、税務課、文化生活総務課)	1	○京都府会計規則第2条第2号の規定による公所を指定した告示等の一部改正 (会計課)	8
訓 令		○軽油引取税に係る調査事務を嘱託する府税事務所等の長の指定 (税務課)	9
○京都府職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (職員総務課)	8	○京都府府税規則第57条の12第1項の規定による始動票札取扱出納員の指定に関する告示 ()	〃
○京都府公印規程及び京都府府税事務取扱規程の一部を改正する訓令 (政策法務課、税務課)	〃	人 事 委 員 会	
		○職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	10

規 則

京都府府税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第1号

京都府府税規則等の一部を改正する規則

(京都府府税規則の一部改正)

第1条 京都府府税規則(昭和30年京都府規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 府税事務所長等 京都府府税事務所又は京都府広域振興局(以下「府税事務所等」という。)の長をいう。

第3条第1項中「京都府府税事務所又は京都府広域振興局(以下「府税事務所等」という。)」を「府税事務所等」に改め、同条第2項及び第3項中「府税事務所等の長」を「府税事務所長等」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「第4条第4項の規則で定める」を「第4条第3項の規定により委任する」に改め、同条中同項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第3条の2第1項及び第4条第1項中「府税事務所等の長」を「府税事務所長等」に改める。

第7条第1項中「課税地を所管する府税事務所等の長又は京都府自動車税管理事務所の長」を「府税事務所長等」に、「その委任された」を「当該」に、「をいう。第18条」を「。第18条、第27条の5」に、「第56条」を「第56条第1項」に改める。

第32条第1項を次のように改める。

条例第45条の4の規則で定める者は、府税事務所長等がゴルフ場利用税の徴収について便宜を有すると認めて指定する者とする。

第57条の12第1項中「京都府自動車税管理事務所の出納員」を「京都府府税事務所の出納員で知事が指定するもの」

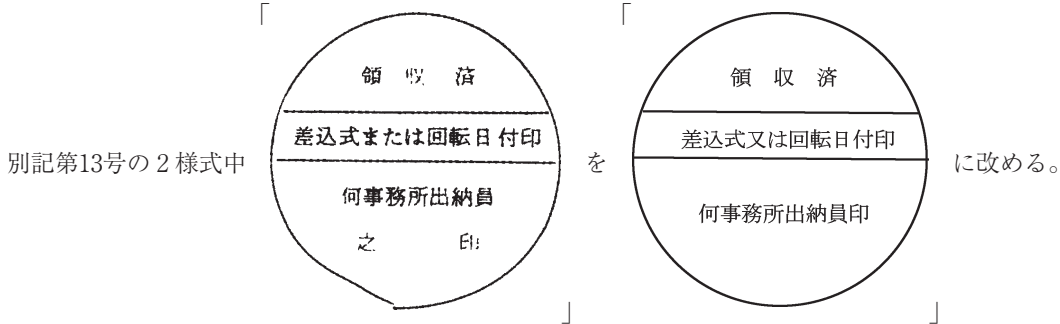
に、「出納員」を「始動票札取扱出納員」に改め、同条第4項中「出納員」を「始動票札取扱出納員」に改める。

第57条の14第2項中「出納員」を「始動票札取扱出納員」に改める。

第57条の22中「の提出」を削り、「行われなければ」を「知事に提出しなければ」に改める。

第58条の3第1項中「知事が生活交通路線維持費補助金」を「地域間幹線系統補助金、市町村運行確保生活路線補助金又は市町村地域生活路線支援補助金」に、「を運行する」を「の運行の用に供する」に改め、同条第2項中「生活路線」を「生活交通路線」に改める。

別記第7号の3の2様式中「京都府自動車税管理事務所長」を「京都府府税事務所長」に改める。



別記第18号様式の(表)中「ゆうちょ銀行」を「ゆうちょ銀行」に改め、同様式の(裏)中「ゆうちょ銀行」を「ゆうちょ銀行」に、「広域振興局又は自動車税管理事務所」を「又は広域振興局」に改める。

別記第65号の3様式中「京都府自動車税管理事務所」を「京都府府税事務所」に改める。

別記第65号の6様式中「京都府自動車税管理事務所長」を「京都府府税事務所長」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 この申告書は、自動車税管理事務所に提出してください。

別記第65号の7様式中「京都府自動車税管理事務所長」を「京都府府税事務所長」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 この申告書は、自動車税管理事務所に提出してください。

別記第65号の8様式中「京都府自動車税管理事務所長」を「京都府府税事務所長」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 この申告書は、自動車税管理事務所に提出してください。

別記第65号の9様式中「京都府自動車税管理事務所長」を「京都府府税事務所長」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 この申請書は、自動車税管理事務所に提出してください。

別記第65号の10様式中「京都府自動車税管理事務所長」を「京都府府税事務所長」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 この申請書は、自動車税管理事務所に提出してください。

別記第65号の11様式中「京都府自動車税管理事務所長」を「京都府府税事務所長」に、「自動車税管理事務所から」を「府税事務所長(担当：自動車税管理事務所)から」に、「自動車税管理事務所長に」を「府税事務所長に」に、

添 付 書 類	1 自動車検査証の写し 2 構造変更をした旨を証する書類(図面又は写真※) ※ 車両の前後各1枚(ナンバープレートを確認することができること。)及び車両内部の構造変更を確認することができるもの1枚(計3枚)	自動車税 の環境性 能割	<input type="checkbox"/> 全 部 減 免 <input type="checkbox"/> 一 部 減 免
------------------	---	--------------------	--

を

添 付 書 類	1 自動車検査証の写し 2 構造変更をした旨を証する書類(図面又は写真※) ※ 車両の前後各1枚(ナンバープレートを確認することができること。)及び車両内部の構造変更を確認することができるもの1枚(計3枚)	自動車税 の環境性 能割	<input type="checkbox"/> 全 部 減 免 <input type="checkbox"/> 一 部 減 免
------------------	---	--------------------	--

注 この申請書は、自動車税管理事務所に提出してください。

名称	位置	所管区域
京都府府税事務所	京都市南区	府税（自動車税を除く。）に関する事務については京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡、自動車税に関する事務については府の全区域

(内部組織)

第74条 府税事務所に、次の課を置く。

- 管理課
- 個人事業税課
- 不動産取得税課
- 軽油引取税課

2 府税事務所に、その所掌事務を分掌させるため、次のとおり支所を置く。

名称	位置	所管区域
自動車税管理事務所	京都市伏見区	府の全区域

3 自動車税管理事務所に、次の課を置く。

- 管理課
- 課税課

第75条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(所掌事務)」を付し、同条第1項中「管理課及び課税総括室」を「各課（自動車税管理事務所各課を除く。）」に改め、同項管理課の項第1号中「総合企画」の右に「及び調整」を加え、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、第25号を第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

(25) 自動車税管理事務所に関すること。

第75条第1項管理課の項第26号中「課税統括室」を「所内各課」に改め、同条第1項課税総括室の項を削り、同条第1項に次の各項を加える。

個人事業税課

- (1) 個人の事業税、ゴルフ場利用税、鉦区税及び狩猟税（以下この項において「個人の事業税等」という。）の賦課（申告納付及び申告納入に係る徴収金の更正及び決定並びに加算金の決定を含む。）、課税免除及び減免に関すること。
- (2) 個人の事業税等の課税標準の調査及び犯則取締りに関すること。
- (3) 個人の事業税等の納期限の延長に関すること。
- (4) ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の登録に関すること。
- (5) ゴルフ場利用税の特別徴収に要する経費に係る交付金の交付に関すること。

不動産取得税課

- (1) 不動産取得税の賦課、課税免除及び減免に関すること。
- (2) 不動産取得税の課税標準の調査及び犯則取締りに関すること。
- (3) 不動産取得税の納期限の延長に関すること。

軽油引取税課

- (1) 軽油引取税の賦課（申告納付及び申告納入に係る徴収金の更正及び決定並びに加算金の決定を含む。）、課税免除及び減免に関すること。
- (2) 軽油引取税の課税標準の調査及び犯則取締りに関すること。
- (3) 軽油引取税の納期限の延長に関すること。
- (4) 軽油引取税に係る特別徴収義務者の登録に関すること。
- (5) 軽油引取税の特別徴収に要する経費に係る交付金の交付に関すること。
- (6) 軽油引取税に係る返還された軽油に対応する税額の還付又は免税用途に供した軽油に対応する税額の還付若しくは当該税額の納入義務の免除の決定に関すること。
- (7) 軽油引取税の免税証の交付に関すること。

第75条第2項を次のように改める。

2 自動車税管理事務所各課においては、次の事務をつかさどるものとする。

管理課

- (1) 事務所の所掌事務の総合企画に関すること。

- (2) 事務所の人事及び給与に関すること。
- (3) 事務所の職員の厚生福利に関すること。
- (4) 事務所の予算の経理及び出納に関すること。
- (5) 事務所の文書事務に関すること。
- (6) 事務所の物品の管理に関すること。
- (7) 自動車税の収入金の収納及び整理に関すること。
- (8) 自動車税の過誤納徴収金の還付及び充当に関すること。
- (9) 自動車税の徴収金の不納欠損処分に関すること。
- (10) 自動車税の徴収に関すること。
- (11) 自動車税の督促状に関すること。
- (12) 自動車税の納税証明に関すること。
- (13) 事務所の広報及び広聴に関すること。
- (14) 庁舎の維持管理及び事務所内の取締りに関すること。
- (15) 課税課の主管に属さないこと。

課税課

- (1) 自動車税の種別割の賦課、非課税、課税免除及び減免に関すること。
- (2) 普通徴収に係る自動車税の種別割の調査及び犯則取締りに関すること。
- (3) 証紙徴収に係る自動車税の種別割の徴収に関すること。
- (4) 自動車税の種別割の納期限の延長に関すること。
- (5) 自動車税の環境性能割の申告納付、更正、決定及び加算金の決定に関すること。
- (6) 自動車税の環境性能割の課税標準の調査及び犯則取締りに関すること。
- (7) 自動車税の環境性能割の非課税及び減免に関すること。
- (8) 返還された自動車等に係る自動車税の環境性能割額の還付又は納付義務の免除に関すること。
- (9) 自動車税に係る委託業務の連絡調整に関すること。

第75条第3項及び第4項並びに第75条の2を削る。

(京都府会計規則の一部改正)

第3条 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「京都府広域振興局」の右に「、京都府府税事務所」を加える。

別表中	京都府自動車税管理事務所	管理課長	を
	京都府府税事務所（自動車税管理事務所を除く。）	管理課長	に改める。
	京都府府税事務所自動車税管理事務所	管理課長	

(特定非営利活動法人に係る京都府府税条例の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 特定非営利活動法人に係る京都府府税条例の特例に関する条例施行規則（平成15年京都府規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び第5項」を削り、同条第3項中「及び第5項」を削り、「課税地を所管する京都府府税事務所又は京都府広域振興局長（以下「所管府税事務所長等」という。）」を「知事」に改める。

第3条第3項中「所管府税事務所長等」を「課税地を所管する京都府府税事務所又は京都府広域振興局長」に改める。

第4条第4項中「京都府自動車税管理事務所長」を「京都府府税事務所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

京都府訓令第1号

本 庁
地方機関

京都府職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年1月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

京都府職員安全衛生管理規程（昭和54年京都府訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「京都府京都東府税事務所、京都府京都西府税事務所、京都府京都南府税事務所」を「京都府府税事務所」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。



京都府訓令第2号

本 庁
地方機関

京都府公印規程及び京都府府税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年1月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府公印規程及び京都府府税事務取扱規程の一部を改正する訓令

（京都府公印規程の一部改正）

第1条 京都府公印規程（昭和28年京都府訓令第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「京都府府税事務所長印 同上 同上 同上」を削る。

（京都府府税事務取扱規程の一部改正）

第2条 京都府府税事務取扱規程（昭和30年京都府訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第8号中「任命された」の右に「総務部税務課及び府税事務所等の」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「任命された」の右に「総務部税務課及び府税事務所等の」を加え、同条中同号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 府税事務所等 府税事務所又は広域振興局をいう。

(8) 税務課長等 総務部税務課又は府税事務所等をいう。

第2条第1項中「総務部税務課、府税事務所、広域振興局又は京都府自動車税管理事務所（以下「税務課等」という。）」を「税務課等」に改め、同条第3項中「所属する」を「所属長である」に改め、同条第4項中「返納」の右に「について必要な事項」を加える。

第3条第1項中「府税事務所又は広域振興局（以下「及び」という。）」を削り、「法令の」の右に「規定の」を加える。

第5条第1項中「の課税地」を「に係る課税地」に改め、同条第2項中「かかる」を「係る」に改める。

第6条第2項中「指定前の」を「指定前に」に、「府税事務所等の長は」を「府税事務所等の長であつた府税事務所等の長は」に、「かかる指定後の」を「係る」に改め、「付し、」の右に「指定後に」を、「長（」の右に「第40条第1項を除き、」を加える。

第6条の2中「府税事務所、広域振興局又は京都府自動車税管理事務所（以下「自動車税管理事務所等」という。）の長（以下「自動車税管理事務所長等」という。）」を「府税事務所長等」に改める。

第10条及び第23条第5項中「自動車税管理事務所長等」を「府税事務所長等」に改める。

第40条第2項中「当該府税事務所等の長」を「当該府税事務所長等」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

告 示

京都府告示第1号

京都府会計規則第2条第2号の規定による公所を指定した告示等の一部を次のように改正する。

令和7年1月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 京都府会計規則第2条第2号の規定による公所を指定した告示（昭和55年京都府告示第290号）の一部を次のように改正する。

「京都府京都東府税事務所 京都市中京区
 京都府京都西府税事務所 京都市右京区
 京都府京都南府税事務所 京都市南区
 京都府自動車税管理事務所 京都市伏見区」
 を「京都府府税事務所 京都市南区」に改める。

2 京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示（昭和60年京都府告示第227号）の一部を次のように改正する。

表同三条支店の項及び同西院支店の項を削り、同表同九条支店の項中「京都府京都南府税事務所、京都府自動車税管理事務所」を「京都府府税事務所」に改める。

3 京都府会計規則第6条第2項の規定により京都府広域振興局等の出納員に委任する事務の範囲を定めた告示（平成16年京都府告示第336号）の一部を次のように改正する。

第1項の表京都府中丹広域振興局総務防災課出納員の項中「（京都府中丹広域振興局中丹東保健所出納員に委任する事務を除く。）」を削る。

第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 京都府会計規則第6条第2項の規定により会計管理者が京都府府税事務所の出納員に委任する事務の範囲は、次の表の左欄に掲げる出納員については、同条第1項各号に定める事務のうち同表の右欄に掲げる事務とする。

京都府府税事務所管理課出納員	京都府府税事務所に係る事務（京都府府税事務所自動車税管理事務所出納員に委任する事務を除く。）
京都府府税事務所自動車税管理事務所出納員	京都府府税事務所のうち自動車税管理事務所に係る事務

4 地方自治法第171条第4項の規定により会計管理者の事務の一部を再委任した告示（平成28年京都府告示第220号）の一部を次のように改正する。

表京都東府税事務所出納員の項中「京都東府税事務所出納員」を「府税事務所管理課出納員」に、「京都東府税事務所金銭分任出納員」を「府税事務所管理課金銭分任出納員」に改め、同表京都西府税事務所出納員の項及び京都南府税事務所出納員の項を削り、同表自動車税管理事務所出納員の項中「自動車税管理事務所出納員」を「府税事務所自動車税管理事務所出納員」に、「自動車税管理事務所金銭分任出納員」を「府税事務所自動車税管理事務所金銭分任出納員」に改める。



京都府告示第2号

京都府府税規則（昭和30年京都府規則第31号）第4条第1項の規定により、軽油引取税に係る調査事務を嘱託する府税事務所等の長を次のとおり指定し、令和7年1月1日から適用する。

なお、軽油引取税に係る調査事務を嘱託する府税事務所等の長を指定した告示（平成12年京都府告示第706号）は、廃止する。

令和7年1月1日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府府税事務所長



京都府告示第3号

京都府府税規則第57条の12第1項の規定による始動票札取扱出納員の指定に関する告示を次のように定める。

令和7年1月1日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府府税規則第57条の12第1項の規定による始動票札取扱出納員の指定に関する告示

京都府府税規則（昭和30年京都府規則第31号）第57条の12第1項の規定により知事が指定する出納員は、京都府府税事務所自動車税管理事務所の出納員とする。

附 則

この告示は、令和7年1月1日から施行する。

人 事 委 員 会

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月1日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則101—23

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第1条 職員の管理職手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—54）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の項中

府税事務所	所長	2種
	副所長 総括室長	6種
自動車税管理事務所	所長	2種
	次長	6種

を

府税事務所	所長	1種
	副所長	4種
	課長	6種
自動車税管理事務所	所長	2種
	次長	6種

に改める。

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（京都府人事委員会規則14—2）の一部を次のように改正する。

別表知事の項中

府税事務所	所長 副所長 総括室長
自動車税管理事務所	所長 次長 管理課長 主幹及び課長補佐（職員の人事、給与その他の勤務条件、服務又は職員団体との関係に関する事務を全般的に担当する者に限る。）

を

府税事務所	所長 副所長 課長
自動車税管理事務所	所長 次長 管理課長 主幹及び課長補佐（職員の人事、給与その他の勤務条件、服務又は職員団体との関係に関する事務を全般的に担当する者に限る。）

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。